

まとめのディスカッション Concluding Discussion

稲垣 治* (記録・訳)

これまでの日本政府の北極に関する取組については、中国や韓国に比べても控え目である、もしくは遅れを取っているとの見方がある一方で、日本の船舶運航における専門性や国際環境法の発展における主導的な立場（京都議定書、生物多様性愛知ターゲット、水俣条約）などに鑑みれば、日本には北極のガバナンスに貢献しえる能力がありそれに対する期待も大きい。2015年10月に策定された日本の北極政策については、単に航路や資源といった利益獲得を超えた、真に北極の将来のために貢献していこうとする意思が読み取れる。

日本を含めた非北極諸国がどのように北極評議会に関わっていくべきかについては、非北極国は、作業部会 (working group) とりわけ北極海洋環境保護作業部会 (PAME) や北極植物相・動物相保存作業部会 (CAFF) において最も実質的な貢献ができるとの見解が示された。また北極評議会は、北極国とオブザーバー国の間にはヒエラルキーがあり、意思決定もコンセンサスによることから、非北極国は、北極国との二国間協力を充実させることで、より影響力を発揮できるのではないかという見解もあった。この二国間協力については、中国とアイスランドに見られるような国家間の協力はもちろんのこと、中国とカナダ間に見られるような学術的なレベルでの協力も重要である。

北極評議会が作成する文書のインクルージブネス（北極国だけでなく、非北極国も参加できるかという問題）と当該文書の拘束力と

* 神戸大学大学院国際協力研究科極域協力研究センター特命助教。博士（法学）。

の関係については、2つの異なる見解が表明された。すなわち、一方の見解は、北極評議会の文書は、ブラックカーボン行動枠組の例のように、それが非拘束的な場合によりインクルーシブになることが容易であるという見解である。これは、北極諸国とりわけその中の小国が、非北極国を北極評議会に招き入れることを依然として警戒しているからであるという。これに対して、現在北極評議会はある種の変化の段階にあり、例えば北極科学協力協定の下で非北極国の科学者にも利益がもたらされようとしているように、拘束的な文書であっても非北極国の利益を取り込もうとする努力がなされつつあるのではないかという見解が表明された。

北極ガバナンスをめぐる重要な将来的な課題の1つとして、科学的知見をいかに政策的または法的な議論に結び付けていくのかという問題があることが指摘された。この点に関しては、北極評議会のPAMEやCAFFなどの作業部会が、科学的知見を基にして重要な政策的な勧告を生み出してきたことが指摘された。その中でもPAMEの北極海上輸送アセスメント2009 (Arctic Marine Shipping Assessment: AMSA)¹の勧告が、IMOの義務的な極海コードに結実したことなどがその良い例である。

最後に、極域協力研究センター(PCRC)の研究テーマ及び方法論に関しては、参加者から概して高い評価を得た。具体的には、今後キーとなる課題をカバーしていること、北極評議会をはじめとする政策決定者に重要な

情報を提供することに貢献しえるとの評価があった。

注

- 1 Arctic Council, Arctic Marine Shipping Assessment (AMSA) 2009 Report (April 2009 second Printing).